

＜令和8年度 軽自動車税 税額一覧＞

◎原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・農耕作業用自動車等の場合

車種区分		税率
原動機付自転車	排気量が 50cc以下のもの	2,000円
	排気量が 90cc以下のもの	2,000円
	排気量が125cc以下のもの	2,400円
	特定小型原動機付自転車	2,000円
	排気量が125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
2輪の軽自動車(排気量が250cc以下のもの)		3,600円
2輪の小型自動車(排気量が250ccを超えるもの)		6,000円
ボート・トレーラー		3,600円
農耕作業用自動車(トラクター・コンバイン等)		2,400円
その他(フォークリフト等)		5,900円
ミニカー		3,700円

◎軽4輪等(3輪以上の軽自動車)の場合

車種区分			平成27年4月1日以後に 新車新規登録をした車 両	平成27年3月31日以前 に新車新規登録をした 車両	新車新規登録から 13年経過した車両 (重課税率)※
			重課税率適用まで(年額)		
3輪			3,900円	3,100円	4,600円
4輪	自家用	乗用	10,800円	7,200円	12,900円
		貨物	5,000円	4,000円	6,000円
	営業用	乗用	6,900円	5,500円	8,200円
		貨物	3,800円	3,000円	4,500円

※重課税率はグリーン化をすすめる観点から、軽4輪等(3輪以上の軽自動車)に対して**新車新規登録から13年を経過した年度の翌年度分から課される税率**です。新車新規登録した年度については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。令和8年度重課の対象となるのは、車検証の初度検査年月が平成25年3月以前の車両です。

◎軽4輪等のグリーン化特例(軽課)について

車種区分			75%軽減	50%軽減
3輪			1,000円	2,000円
4輪	自家用	乗用	2,700円	/
		貨物	1,300円	
	営業用	乗用	1,800円	3,500円
		貨物	1,000円	/

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録した軽4輪等(3輪以上の軽自動車)で、電気自動車・天然ガス軽自動車については、概ね75%が軽減されます。

また、3輪車及び軽4輪車の中で、営業用の乗用車について、一定の環境性能を有する場合、その燃費性能に応じたグリーン化特例の適用があります。**ただし、この軽減措置は初年度の軽自動車税に限り適用されます。**

軽自動車税についてのお問い合わせ先

壬生町役場 税務課 諸税係 ☎0282(81)1879
